

新任交通捜査員育成プログラム実施要綱の改正について

平成29年7月26日
大通達甲（交指）第3号
交通部長から交通部各課
・隊長、各警察署長宛て

（概要）

この通達は、交通部門に任用され、新任交通捜査員の捜査実務能力の向上を図るため、新任交通捜査員に対する警察署における平素の実務を通じた実戦的教養のプログラムの実施について、必要な事項を定めたものである。